

第 I 編

現状認識の共有

生物多様性は、人間が生きていく上で必要あるいは重要な様々なものを提供する源ですが、人間の活動がその生物多様性に大きく影響を与えてきています。私たちが将来の世代にわたり生物多様性の恵みを受け続けるためには、様々な主体が生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む必要があります。事業者は、生物多様性に関わる重要な主体の1つであり、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでいく必要があります。

第1章 生物多様性とは

(地球のなりたちと生命の誕生)

地球は約46億年前に誕生しました。原始の海の中で有機物から原始生命体が生まれたのは約40億年前と考えられています。原始の地球の大気中に酸素はなかったと考えられていますが、光合成を行うラン藻類などが出現したことで大気中の酸素が増え始めました。

また、その酸素のおかげで、地球を取り巻くオゾン層が形成されて太陽からの有害な強い紫外線を防ぎ、現在の大気の構成となって安定した気候が維持され、陸上に生命が進出できる環境が整ったのです。そして、植物が陸上に進出して太古の森を創り、動物もその環境の中に上陸し、陸上の生態系が形成され始めました。つまり、数え切れない生命とそのつながりによって地球の大気や土壌が形成され、次の時代の生命はその前の時代の生命が創り上げた環境を基盤として進化するということを繰り返してきたのです。

その間、様々な環境の変化が起こり、適応できなかった種が絶滅するとともに多くの種が生まれ、現在の3,000万種ともいわれる生命とそのつながりを創り上げてきました。

現在、私たちのまわりにある生物多様性は、地球の長い歴史の中で時間をかけて育まれてきたかけがえのないものです。様々な生物は、存在そのものに価値があるといえます。

(大絶滅と大規模な生態系の改変)

現代は、「第6の大量絶滅時代」ともいわれます。生命が地球に誕生して以来、これまでに生物が大量に絶滅する、いわゆる大絶滅が5回あったといわれています。ところが、現代の大絶滅は絶滅速度が増し、人間活動による影響が絶滅の主因であるということが特徴です。

ミレニアム生態系評価¹によると、人間は種の絶滅速度をここ数百年でおよそ1,000倍に加速させており、また、哺乳類、鳥類、両生類の10～30%の種が、現在、絶滅の危機に瀕しているとされています。

また、人類は過去50年において、人類史上のどの時期の50年間よりも急速に、かつ大規模に生態系を変えてきました。同じくミレニアム生態

1 ミレニアム生態系評価 (Millennium Ecosystem Assessment : MA) とは、国連の呼びかけにより、2001年から2005年まで、95か国から1,360人の専門家が参加し実施された、生態系に関する大規模な総合的評価です。生態系の変化が人間の生活の豊かさにとどのような影響を及ぼすのかを示し、生態系の機能の低下を防ぐための提言を行っています。詳しくは、p.114をご参照ください。

系評価によると、森林面積の約40%は過去3世紀の間に失われたとされています。

現代の人類が属するホモ・サピエンスという種は、生命の歴史が40億年もの長きにわたることと比べれば、つい最近、約30万年前に誕生した非常に新しい種です。その1種に過ぎない人類が、その強大な力をそれと意識しないままに用いることで複雑な生物たちの世界に非常に大きな影響を与えているのです。

(生物多様性とは)

生物多様性条約では、生物多様性を全ての生物の間の変異性と定義し、生態系の多様性、種間(種)の多様性、種内(遺伝子)の多様性という3つのレベルの多様性があるとしています。分かりやすく言えば、地域に固有の自然があり、それぞれに特有の生き物がいること、そして、それぞれがつながっていることとも言い換えられます。

(日本における生物多様性の3つの危機)

日本における生物多様性は、次のような「3つの危機」に直面しており、かつ、これらの危機は依然進行しています。

- ・ **第1の危機**：人間活動ないし開発が直接的にもたらす種の減少、絶滅、あるいは生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育空間の縮小、消失
- ・ **第2の危機**：生活様式・産業構造の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる里地里山などの環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化
- ・ **第3の危機**：外来種など人為的に持ち込まれたものによる生態系のかく乱

また、これらの3つの危機に加え、地球温暖化の進行が地球上の生物多様性に対して深刻な影響を与えつつあります。地球温暖化は多くの種の絶滅や脆弱な生態系の崩壊などさまざまな状況を引き起こすと予測されており、生物多様性にとって、地球温暖化は逃れることのできない深刻な問題といえるでしょう。

(私たちの暮らしと生物多様性)

大絶滅や大規模な生態系の改変は、遠い世界のどこかで起きている、私たちの暮らしに関係のないことではありません。私たちが毎日食べているパン、果物、魚、肉の食料品、生活している家や消費している紙のための木材など、私たちの生活に不可欠なものは自然からもたらされています。

① 日本の生物多様性の現状に関する参考情報

▶ 参考7「記述に関連する参考情報」1①日本の生物多様性の危機の構造(p.116)参照

■ 生物多様性とは？

生態系の多様性 地球上、あるいは特定の地域に様々なタイプの自然（森林、湿原、干潟、サンゴ礁、大小の河川など）があること。

現状を表す一例

○森林地帯（約4千万km²）は、現在、地球の表面積（約5億1千万km²）の約1割、陸地面積（約1億5千万km²）の約3割を占めている*¹。主要な生態系の1つであるこの森林地帯も、過去300年間に約40%縮小し*²、依然として熱帯林を中心に森林減少が続いている（年間約12万9千km²）*¹。この森林の減少面積は植林、植生の修復、森林の自然回復による増加面積を差し引いた場合でも年間約7万3千km²の減少（日本の国土面積の約5分の1）と推定されている*¹。（※1：世界森林資源評価（国連食糧農業機関（FAO））、※2：ミレニアム生態系評価）

その要因として、プランテーションの開発等農地への転用、非伝統的な焼畑農業の増加、燃料用木材の過剰な採取、森林火災とともに違法伐採も指摘されている。

○海洋の生態系においても、十分な情報がある魚種のうち約半数が完全に利用され、もはや漁獲量が増加する見込みはなく、さらに1/4が乱獲され、著しく消耗している。（ミレニアム生態系評価）

○日本では、明治・大正期から現在まで、湿地の面積の約6割強にあたる約8万haが失われている。また、干潟の面積は、昭和20年から平成6年までの間に約4割減少している。

種の多様性 地球上、あるいは特定の地域に様々な種類の生物が生息・生育している状況のこと。

人類の影響を表す一例

○19世紀初めには6,000万頭いたと推定されるバイソンは、狩猟により、100年も経たないうちに、わずか1千頭前後（6万分の1）にまで激減した。

○リョコウバトは19世紀初めには50億羽いたと推定されているが、乱獲により20世紀初めに最後の1羽が死亡して、絶滅した。

○カナダのニューファウンドランド島東海岸沖でタラの仲間であるタイセイヨウダラ個体群は、人間による漁獲の影響で1992年に急激に減少したとされている。（ミレニアム生態系評価）

○日本は、ニホンオオカミやトキ、オガサワラカラスバトなど、脊椎動物だけで少なくとも21種の野生生物を失ってきた。また、環境省レッドリストでは、日本に生息・生育する爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類の3割強、哺乳類、維管束植物の2割強、鳥類の1割強にあたる種が、絶滅のおそれのある種に分類されている。

遺伝子の多様性 同じ生物種内のグループにも、遺伝子による違いがあること。

遺伝子の多様性の例

○ゲンジボタルの発光周期が中部山岳地帯の西側と東側で異なる。

○日本国内のメダカは、遺伝的に北日本集団と南日本集団の2つに分けられ、後者はさらに9地域型に細分される。このような遺伝的な変異は数万年から数百万年かけて形成されてきたものだが、最近、各地で放流が盛んとなり、遺伝子のかく乱が心配されている。

ある生物種の集団が遺伝的に多様であれば、例えば環境が変化した場合に生き残る確率が高くなると考えられます。反対に、集団の遺伝的多様性の減少は、病気が蔓延した場合などの環境変化に対応する能力を減少させることにつながる可能性があります。

私たち日本人は、約6割を輸入している食料、約8割を輸入している木材をはじめとして、海外の資源に依存して暮らしているのです。

また、私たちが生きていくために必要不可欠な大気も、当然のことながら国境等に関わりなく地球上の植物等によって作り出されているものです。私たちが使用している水も、日本の森林や川を通じて供給されている水だけではありません。私たちが輸入している農産物は海外の水資源によって育てられています。

さらに、地域の特色ある風土や食文化、工芸、芸能等は生物多様性によって育まれてきました。また、私たちの暮らしも、森林による山地災害の防止や土壌流出の防止等、健全な生態系に守られています。

私たちはどんなに科学技術を発達させようとも、山や森林の恵み、海の恵み、その他あらゆる自然の恵みなくしては生きていけません。

確かに、遠い地にある生物多様性は直接目にはできないかもしれませんが、それが近かろうと遠かろうと、私たちが依存している生物多様性が失われてしまうようなことがあれば、私たちの暮らしが脅かされてしまうのです。

(地球環境問題としての生物多様性)

生物多様性の問題は、地球環境問題であり、その土地の住民が暮らしていくための過剰な耕作や放牧など資源収奪的な生産等によっても引き起こされると同時に、遠く離れた地における大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動等によっても引き起こされます。

今後、世界全体における人口増や経済成長を背景に、地球規模の生物多様性の劣化が一層進んでいくおそれもあります。

この生物多様性の問題に何の手も打たなければ、水不足や食料危機、貧困問題など様々な問題をますます深刻化させ、全ての人類の生存基盤を切り崩してしまいかねません。

イースター島では、生物多様性への負荷を一因として、作物の収量が低下し、枯渇する資源をめぐる恒常的な戦乱状態となり、文明が崩壊したと言われています(p.121参照)。この事例は狭い島だからこそ起きたことかもしれません。しかし、世界が一体化し、この地球以外に人類が暮らせる場所はない中で、地球規模での生物多様性の劣化、資源制約が認識されている現在の人類は、狭い島に住んでいるようなものかもしれません。

人類は生物多様性に関し、科学的な知見を集積し続けてきました。しかし、自然の世界、生物多様性という世界は非常に複雑なバランスのもとに成り立っている上、まだまだ人間にとって分からないことも少なくありません。

生物多様性は飛んでいる飛行機によく例えられます。板金をとめるリベットが少しくらい抜け落ちても飛行機は落ちないかもしれません。しかし部品が欠け続けたら、いつか空中分解して墜落してしまうでしょう。生物多様性の損失が続けば、ある臨界値を超えた時、生物多様性に基づく健全な物質循環などが不可逆的に崩壊してしまうかもしれません。そしてその崩壊が起こる臨界値がどこなのか誰にもわからないのです。

生物多様性が失われれば、文明の崩壊はもとより、私たち人類にも多大な影響が出るでしょう。どこまで行っても人類は生物多様性を構成する生物種の1つなのです。私たち人類が引き起こした環境の悪化により、人類自体が衰退してしまうことは何としても避けなければなりません。

生物多様性の問題は、今後数十年、数百年にわたって、人類が抱え続けなければならない問題かもしれません。また、その解決には、現在の経済社会のあり方を見直すことが迫られるかもしれません。しかし私たちは、この生物多様性の問題に気づいています。どんなに困難であろうともこの問題に立ち向かっていく意志があります。たとえ一歩ずつだとしても、対策をとっていくことで、この問題を乗り越えていくことは決して不可能ではありません。

ミレニアム生態系評価では、2050年の将来像を、生態系管理のアプローチやグローバル化の進行の違いにより複数示していますが、予防的な取組や順応的管理の実施、社会的経済的格差の是正等を行っていくことで、地球全体の生態系の劣化を回復させることは可能とされています。

私たちは、人類が依存している生物多様性の恵みを現在世代が消費し尽くすのではなく、将来世代に引き継いでいけるよう、持続可能な社会に向かって進んでいかなければなりませんし、それは可能なのです。

(生物多様性を守っていくために)

現在世代、そして将来世代が生物多様性の恵みを受け続けることができる社会を作り上げていくために、生物多様性の保全と生物多様性の持続可能な利用の2つの観点を持つことが大切です。

生物多様性の保全とは、様々な生態系・生物種・種内の違い(遺伝子の差異)を守っていくことを意味しています。

生物多様性の持続可能な利用とは、様々な生態系・生物種・種内の違いとそれらから得られる生物多様性の恵みを、将来にわたって減少をもたらさない方法により利用することを意味しています。

生物多様性の守り方は、場所やそこに住む人々の慣行等により様々です。

人間活動が影響を与えていない原生的な自然については、地域の人々の生活維持やグローバリゼーションの中で難しい面もありますが、保護を優

先することが生物多様性を保全することにつながります。

一方、人間が長期間手を入れながら利用し管理してきたような場所は、適切な採取量や間伐といった適切な管理などにより、持続可能な利用をすることができますし、管理しなければ生物多様性が劣化することもあります。

さらに、生物多様性を利用しているステークホルダー²の慣行などによっても生物多様性の守り方は変わってきます。特に、途上国の場合は、生物多様性がその地域の文化等を形づくっていることに鑑み、伝統的な生活様式、知識や慣行などの文化にも配慮することが大切です。

そして、広域的、世界的視野を持って、近い場所とともに、遠く離れ、直接見ることができないような生態系や生物種のこととも考慮していくことが大切です。

第2章 生物多様性を育む社会づくり ～事業者の活動と他のセクターとの連携～

生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会、持続可能な社会を実現するには、事業者、国民、民間の団体、地方公共団体、国といった様々な主体が生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を進めていかなければいけません。

そして、事業者もその中の一員として重要な役割を担っています。自然共生社会、持続可能な社会を実現していくために、消費者は生物多様性の認識を深め、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活をより一層見直し、生物多様性に配慮した食品や木材製品を選択するなどライフスタイルの転換を図っていく必要があります。事業者の活動は、消費者の意識に支えられており、国民1人1人の消費行動に応じて変わらなければならないと同時に、その活動をより一層生物多様性に配慮したものにし、生物多様性に配慮した製品やサービスを提供することを通じて、消費者のライフスタイルの転換を促していくことも期待されています。

また、地域における生物多様性の保全を通じた自然共生社会、持続可能な社会の実現のために、地域における行政、NGO/NPO、地域住民と協力して取組を進めることも期待されています。

自然共生社会を実現するため、事業者、国民、民間の団体、地方公共団

2 ステークホルダーとは、事業者に対して利害関係を持つ人のことです。消費者、取引先、株主、金融機関、従業員、行政機関、地域住民、NGO/NPO、研究者など事業者を取り巻く様々な関係者を指しています。

体、国に対しては、生物多様性基本法に定める基本原則³、各主体の責務等の規定にのっとり、生物多様性に配慮した事業者の活動を促進するための役割として、以下のことが期待されています。

- ・ **事業者**：事業活動を行うに当たっては、活動が生物多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物多様性に配慮した活動を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減と持続可能な利用に努めます。生物多様性の保全と持続可能な利用における事業者間の協力を進めることも期待されます。

特に、**マスコミ**は、情報提供を通じて、様々な主体による生物多様性の保全と持続可能な利用を促すことが期待されます。

- ・ **国民**：生物多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めます。
- ・ **国民及び民間の団体**：生物多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めます。

特に**NGO/NPO**は、その特性や専門領域に応じて、問題提起や監視、地域に根ざした生物多様性保全活動、政策提言、事業者や行政のパートナーとしての役割が期待されます。

- ・ **都道府県及び市町村**：生物多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じたその他の施策を策定し、実施します。生物多様性地域戦略を策定し、事業者に生物多様性に関連する情報を提供し、事業者、国民、NGO/NPO等と協働し、それら主体の連携を促します。
- ・ **国**：生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定、実施します。

①▶第Ⅱ編「5. 考慮すべき視点」視点2：多様なステークホルダーとの連携と配慮 (p.41~) 参照

① 他のセクターとの連携についてのヒント

▶参考1「取組の進め方の参考例」(p.46~、特にp.48~)、他多数参照

ステークホルダーとの連携

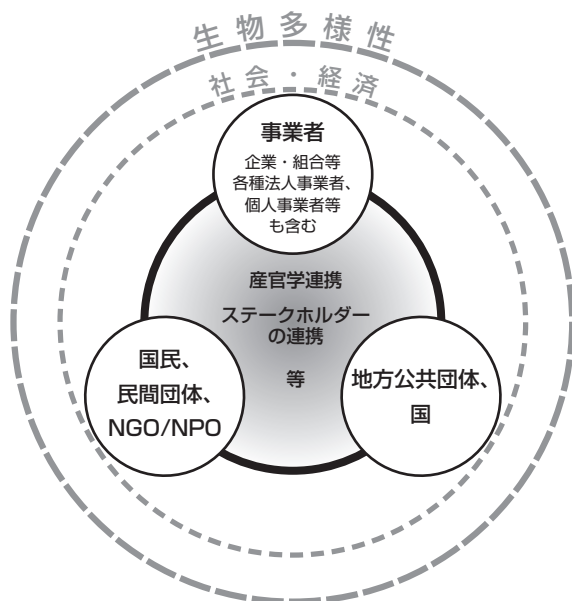
このような活動の実施には、教育・研究機関、地方公共団体、国等の、いわゆる産官学界の連携や、地域住民、NGO/NPO等のステークホルダーとの連携が有効かつ重要です。また、事業者の構成員である従業員やその

- 3 生物多様性基本法では、①生物多様性の保全(野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じ保全)、②生物多様性の利用(生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用)と、保全や利用に際しての考え方である、③予防的順応的取組方法、④長期的な観点、⑤温暖化対策との連携、をあわせた5つの基本原則が示されています。

家族も広い意味でのステークホルダーといえます。

このようなステークホルダーとの連携として、例えば、以下のような連携が考えられます。

- 事業者が研究者、地域の住民団体、地方公共団体等と連携し、科学的知見や地域社会に関する知見の共有を図る。
- 事業者が、原材料の調達先や、所有地の生物多様性等について調べる際に、NGO/NPOや研究者に対し協力を仰ぐ。
- 事業者が、従業員やその家族の参画を得ながら、地方公共団体や地域のNPO等と連携して、生物多様性保全の取組を行う。



第3章 生物多様性と事業者の関わり ～事業者はなぜ生物多様性に取り組むのか～

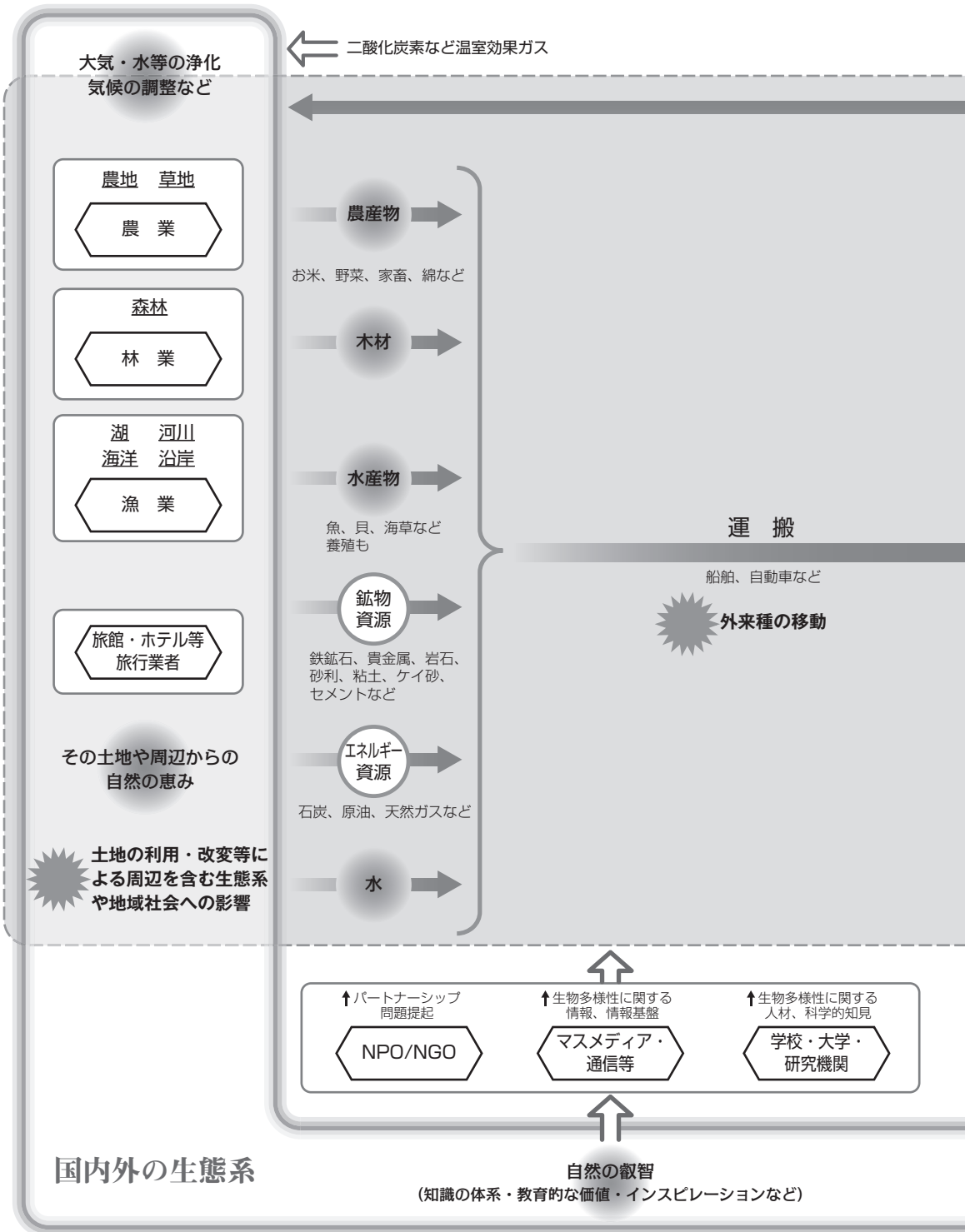
3.1. 事業者の活動が生物多様性から受ける恵みと、生物多様性に与える影響

私たちは生物多様性から恵みを受けると同時に影響を与えています。それを事業者の活動を中心に俯瞰したものがp.26、27の図です。

- ① 生物多様性と事業者の関わりについて
▶ 第II編「2. 取組の方向」(p.37)参照
- ② 生物多様性と事業者の関わりについてのヒント
▶ 参考1「取組の進め方の参考例」(p.46～、特にp.47)参照
▶ 参考2「事業者と生物多様性との関わり方の把握の参考例」(p.52～)参照

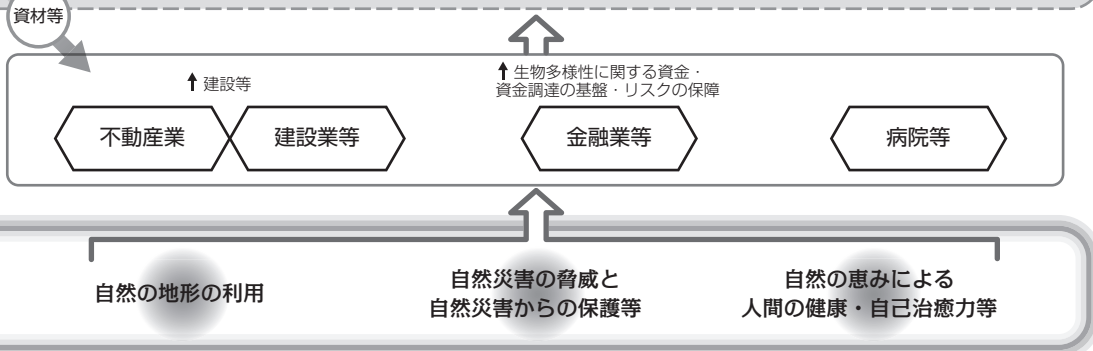
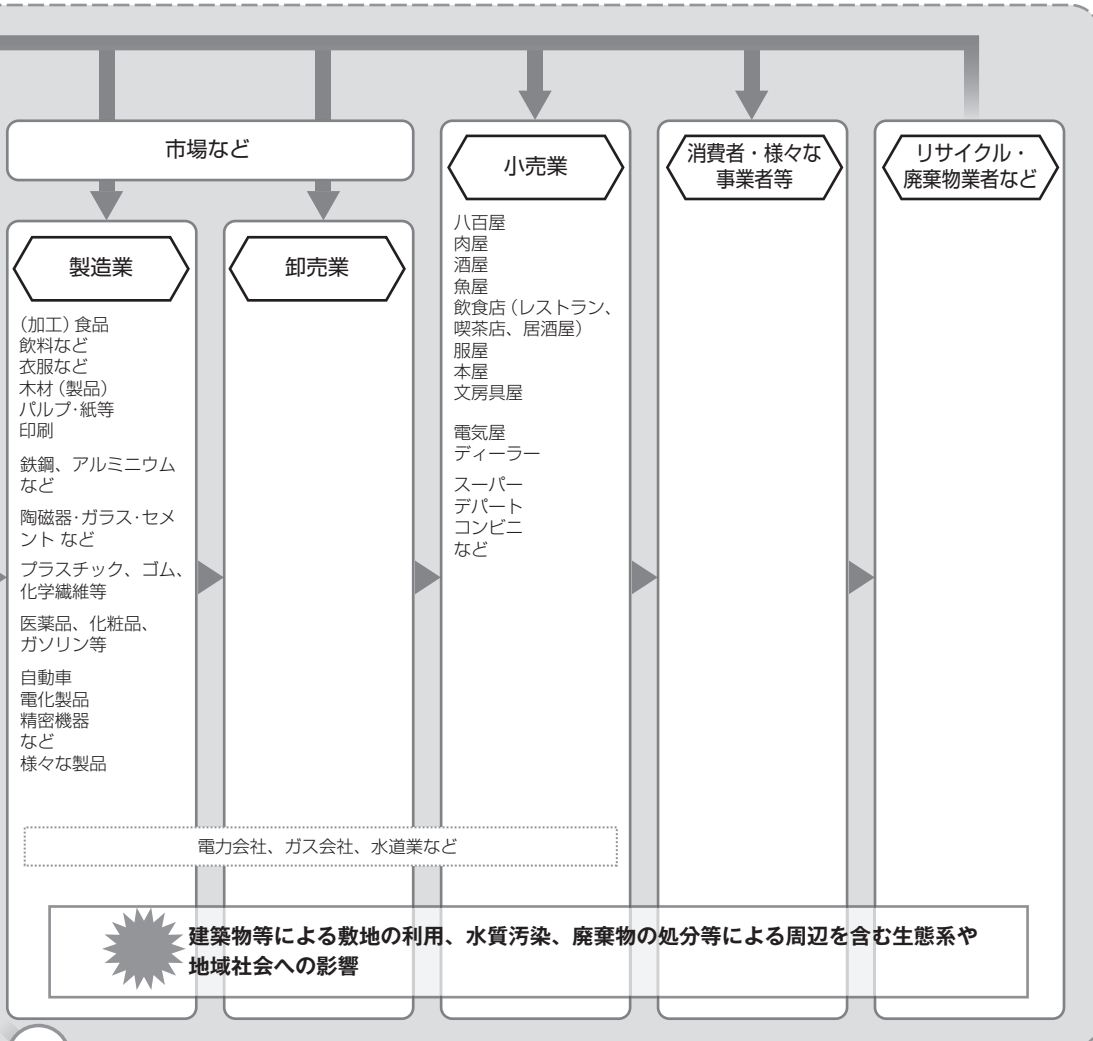
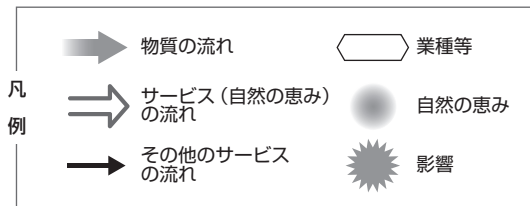
■ 事業者の活動等と生物多様性の俯瞰図

この図は生物多様性から見た事業活動等を分かりやすく示したもので、主体、活動、流れ等を網羅的に示したものではありません。



地球温暖化による生物多様性の危機

↑ 二酸化炭素など温室効果ガス



要約
 序論
 第I編 現状認識の共有
 第II編 指針
 参考編 実践のためのヒント

私たちにとって必要不可欠な食べ物、衣服の材料、住居や紙の材料となる木材、その他飲み水など生物多様性の恵みは、根源までさかのぼれば、山や海、田畑などから生み出されています。また、私たちの生活を支えている鉄などの鉱物資源、石油などのエネルギー資源も生物多様性に影響を与えながら取り出されています。そして、それらが様々な事業者の活動を通して、原材料として使われるとともに加工され、流通されて、私たちのもとに届けられています。その後はリサイクル等により再度使用されたり、ごみとして処理されたりします。このように物質の供給という面で、事業者の活動は生物多様性に依存し、影響を与えています。

生物多様性は、単に物質の供給と関わるだけではありません。私たちが生産活動や事務を行う事業場は、生物多様性によって、がけ崩れや洪水等の自然災害から守られており、その気温を安定化させる機能や防塵機能も役立っています。また、建物を建てたり、土地を利用したりする過程で、生物多様性に影響を与えることもあります。生物多様性に影響を及ぼすことにより、地域社会に影響を与える場合もあります。

生物多様性がもたらしてくれる知識の体系やインスピレーションは、医薬品の開発、品種改良などに役立ちます。また、自然界の形態や機能を模倣したり、そこからヒントを得たりすることで技術革新を進められることがあります。これを生き物の真似という意味でバイオミミクリーといいます。例としては、カワセミのくちばしをまねて新幹線の空気抵抗の少ない先頭車両のデザインをするといったことが挙げられます。

さらに、生物多様性が支える地域の自然や、それに基づく地域の文化等を利用して、エコツーリズム等の事業を行うこともあります。

これらの活動への投融資などを通じて、あるいは、その他にも社会貢献活動によって生物多様性に関わることもあります。

このように見えてくると、生物多様性の恵みを受け、影響を与えているのは、一部の事業者に限られることではないことが分かります。

農林水産業や建設業、製造業、小売業や金融業、マスメディア等であっても、自然環境や農産物、木材、水産物等の生物資源の利用、サプライチェーン⁴等の物質の流れや投融資を通じて、生物多様性と直接的に関わる他の主体の活動に影響を与えたり、恵みに依存したりしています。

4 サプライチェーンとは、事業者における原料の調達から最終消費者に届けるまでの供給活動(調達・開発・生産・輸送・保管・販売)における全プロセスのつながりを指します。また、こうしたサプライチェーンを1つのプロセスとして捉え直して、製品・サービスの付加価値向上など最適化を目指す経営管理手法の総称を一般にサプライチェーンマネジメントと呼びます。本冊子においては、こうしたサプライチェーンを生物多様性の配慮という視点で取り上げています。

そして、このような恵みや影響は国内外を問いません。事業者は、事業場や工場の設置・操業、サプライチェーン、投融資等も通じて、国内のみならず、海外の生物多様性の恵みに依存し、影響を与えています。特に、天然資源に乏しい日本の場合は、その多くを海外の生態系サービスに依存しており、海外の天然資源なくしては現状の生活が成り立たないということ、十分認識しなければなりません。

ミレニアム生態系評価では、生物多様性が基礎をなす生態系から受ける恵みを4つの生態系サービスとして整理しています。また、生物多様性への主要な脅威を、生息・生育地の変化、生物資源の過剰採取、気候変動、外来種、栄養塩蓄(集)積・汚染の5つと分析しています。前ページの図を事業者が受けている生態系サービスと事業者が与えている影響との視点で整理すると、例えば以下ようになります。

■ 生態系サービスと主要な脅威の例

恵み／影響	分類	例
生態系サービス	供給サービス	食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に必要な資源を供給するサービス。 私たちは、動物や植物を食べることによって生命を維持し、皮革や繊維を用いて衣服を作り、木材で建築物を作ります。
	調整サービス	森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービス。 これらを人工的に実施しようとする、膨大なコストがかかります。
	文化的サービス	精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会などを与えるサービス。 季節に応じて咲き分ける様々な花を觀賞することや、エコツーリズム、その土地に固有の生物に由来するデザインが取り入れられた民族衣装、地域固有の自然により育まれた食文化はこのサービスに支えられています。
	基盤サービス	上記の3つのサービスの供給を支えるサービス。例えば、光合成による酸素の生成、土壌形成、栄養循環、水循環など。
主要な脅威	生息・生育地の変化	原生林を切り開くなど、土地利用を変えることで、生物の生育・生息地を減らすこと。その生物資源を利用する地域社会等にも影響を与えます(p.20の例参照)。
	生物資源の過剰採取	觀賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘、過剰な採取など(p.20の例参照)。
	気候変動	温室効果ガスの排出が気候変動をもたらし、それが生物多様性に影響を与えます。
	外来種	外来種が、地域固有の生物相と生態系に影響を与えます(p.117参照)。
	栄養塩蓄積・汚染	栄養塩類等により、生物の生息・生育環境に影響を与えます。

① チャンスとリスクについてのヒント

▶参考2「事業者と生物多様性の関わりとの把握の参考例」(3) リスクとチャンスの分析 (p.61) 参照

▶参考7「記述に関連する参考情報」1③チャンスの例 (p.117) 参照

3.2. 生物多様性に取り組むことによる付随的な効果

事業者は、生物多様性の保全や持続可能な利用に積極的に取り組むことで、事業者の活動そのものをも進展させる様々なチャンスを獲得できます。また、生物多様性に関する取組は事業者の資源戦略としても重要です。

例えば、

- ・生物資源の持続可能な利用に取り組むことにより、生物資源の長期的な確保と調達の安定化にもつながります。
- ・商品の原材料調達や生産時の生物多様性への配慮を行うことで、商品のブランド価値の向上につながります。さらに、事業者の姿勢を示すことで、企業ブランドの向上にもなり、新たな顧客の獲得にもつながります。
- ・生物多様性に配慮することや、それを通じた地域社会への配慮が、社会的責任投資等を重視する投資家へのアピールにつながります。
- ・生物多様性の保全技術等、保全と持続可能な利用を進めることを可能とする新たな技術等の市場の創出が期待できます。
- ・従業員満足度の向上、人材の確保につながります。

事業者が生物多様性の保全・持続可能な利用に積極的に取り組まない場合には、先に述べたチャンスとは逆に、様々なリスクの生じる可能性があります。

例えば、

- ・生物資源の調達が不安定化するリスクがあります。
- ・商品のブランドイメージや企業のイメージの悪化するおそれがあります。
- ・環境品質の劣位により製品・サービスの市場競争力が低下するリスクがあります。

このように、事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を行うことは、短期・長期的なリスクを回避し、チャンスを獲得することにつながる可能性があります。

第4章 事業者と生物多様性に関する国内外の動向

ここでは、事業者による生物多様性の保全と持続可能な利用に関して、関連する国内外の動向をとりまとめています。

(国内の動向)

国内では、生物多様性基本法において事業者の責務が定められ、第3次生物多様性国家戦略では、企業活動と生物多様性との関わりが示され、企業の環境報告においても、生物多様性について報告することが期待されています。

- **生物多様性基本法**：生物多様性基本法が2008年6月に施行されました。同法では、事業者の責務として、基本原則(p.24脚注参照)にのっとり、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、関係者と連携を図りつつ生物多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めることが定められました。
- 国は、同法に基づき、生物多様性に配慮した原材料の利用、エコツアーリズム、有機農業、その他の事業活動における生物多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講じることとされています。また、国民が生物多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物多様性に配慮した事業活動が促進されるように、事業活動に係る生物多様性への配慮に関する情報の公開や、生物多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進、その他の必要な措置を講じることと定められています。
- **第3次生物多様性国家戦略**：2007年11月に閣議決定された第3次生物多様性国家戦略では、企業が、原材料調達や遺伝情報の活用等の様々な場面で生物多様性に影響を与え、恵みを受けていることが示されています。また、企業が、企業活動全般を通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会経済的な仕組みの中に組み込んでいく上で、重要な役割を担っていることから、これらの取組を促すためのガイドラインを策定することが盛り込まれました。
- **環境報告ガイドライン⁵**：2007年6月に発行された「環境報告ガイドライン(2007年版)」(環境省)においては、生物多様性に関する記述が新たに追加され、環境報告においても、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況を記載することが期待されています。

5 なお、グローバル・リポーティング・イニシアチブ(Global Reporting Initiative : GRI)では、「生物多様性持続可能性報告のためのGRI参考文書」(GRI, 2007)を発表している。

① その他、政府、複数事業者の集まり、NGO等による先行的な動きに関する参考情報

▶ 参考7「記述に関連する参考情報」1④政府、複数事業者の集まり、NGO等による先行的な動き(p.118~)参照

(国際的な動向)

国際的には、生物多様性条約の締約国会議においても民間参画に関する決議がなされ、また、G8において生物多様性のための行動における民間参画について言及されています。

- ・ **G8環境大臣会合**：2007年のG8環境大臣会合では、G8の歴史上初めて生物多様性が重要な議題となり、産業界を巻き込む政策の強化、生物多様性の損失に伴う経済的影響を検討する必要性などが示されました。また、2008年のG8環境大臣会合では、「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」が採択され、ビジネスセクターやNGO/NPO等様々なステークホルダー間の対話の場の設定(神戸・生物多様性対話)が呼びかけられています。
- ・ **生物多様性条約**：生物多様性条約は、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議(地球サミット)に合わせ、気候変動枠組条約とともに採択された条約です。この条約は、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分の3つを目的としています。
- ・ **民間参画に関する決議**：2006年の第8回締約国会議(COP8)において、初めて民間参画に関する決議⁶がなされました。民間活動は、生物多様性に重大な影響を与えているものの、条約実施への貢献が最も少ない利害関係者とみなされた一方で、民間部門の優良な取組を奨励することにより条約実施に大きな貢献をもたらす可能性があることが示されました。
- ・ **2010年目標**：生物多様性条約の第6回締約国会議(COP6)において、「生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という「2010年目標」が採択されました。第7回締約国会議(COP7)では2010年目標の進捗を評価するための枠組が決議され、そこでは、持続可能な方法で管理された自然資源や生物多様性を保全するように管理された生産地から得た生物多様性を利用する製品や、生物資源の持続可能ではない消費の削減、伝統的知識・慣行等の保護、途上国への技術移転等、事業者の活動とも関わりが深い内容が挙げられています。2010年に愛知県名古屋市で開催される第10回締約国会議(COP10)では、2010年目標以降の新たな目標が議論される予定です。

6 COP8決議VIII/17 Private-sector engagement (<http://www.cbd.int/decision/cop/?id=11031>)
 (参考：COP9決議IX/26 Promoting business engagement (<http://www.cbd.int/decision/cop/?id=11669>))
 内容については、参考6(p.109～)参照。

(遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分)

遺伝資源の利用から得られる利益の公正で衡平な配分は、生物多様性条約の3番目の目的として規定されており、これは各国に自国の天然資源に主権的権利が存在することを示しているものです。

また、2002年4月に開催された、生物多様性条約のCOP6においては、この第3の目的に密接に関連する遺伝資源へのアクセスと利益の配分(Access and Benefit-Sharing ; ABS)を確保するため、法令、行政措置や契約作成の参考となる任意のガイドライン(ボン・ガイドライン)が採択されました。

豊かな遺伝情報を有する様々な生物を原料とした新薬の開発研究、農作物の品種改良等、事業者は様々な遺伝資源を利用しており、生物多様性条約の公正かつ衡平な利益配分の原則をよく理解し、提供者側の信頼を得て遺伝資源にアクセスすることにより、遺伝資源の提供者と利用者の双方が利益を享受できるよう配慮することが重要です。

遺伝資源へのアクセスの詳細については、「遺伝資源へのアクセス手引き」((財)バイオインダストリー協会、経済産業省)がありますので、これをご参照ください。(http://www.meti.go.jp/policy/bio/access/access-tebiki.pdf)

